

平成 26 年 5 月 13 日

各位

会社名 株式会社ソフトフロント  
代表者名 代表取締役社長 阪口 克彦  
(コード: 2321、JASDAQ)  
問合せ先 執行役員管理部部長 高野 誠一  
(TEL 03-3568-7007)

### 本店移転及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 13 日開催の取締役会において、本店所在地の変更を含む「定款一部変更の件」を平成 26 年 6 月 24 日開催予定の第 17 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に付議すること及び本定時株主総会において前記「定款一部変更の件」が承認されることを条件として本店移転を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 本店移転

##### (1) 新本店所在地

東京都港区赤坂四丁目 2 番 19 号赤坂 SHASTA・EAST 3 階

※現在の東京本社所在地となります。

##### (2) 移転の理由

平成 26 年 1 月 14 日付「開発機能の拠点統合に関するお知らせ」で発表したとおり、開発効率及び生産性の向上のため、平成 26 年 6 月 1 日をもって東京本社と札幌本社に分散していた国内の開発機能を東京本社一拠点に集約することとしております。これに伴い、業務効率向上のため、現行定款第 3 条に定める本店所在地を「札幌市」から「東京都港区」に変更し、上記（1）に記載の新本店所在地へ本店を移転します。

※本定時株主総会において、「定款一部変更の件」が承認されることを条件といたします。

##### (3) 日程（予定）

本定時株主総会開催日 平成 26 年 6 月 24 日

本店移転日 平成 26 年 6 月 30 日までに開催される取締役会において決定する本店移転日

#### 2. 定款一部変更

##### (1) 定款変更の目的

###### ①本店所在地の変更

前項に記載のとおり、業務効率向上のため、現行定款第 3 条（本店の所在地）に定める本店所在地を札幌市から東京都港区に変更するものであります。なお、本変更は、平成 26 年 6 月 30 日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、その旨の附則を設けることといたします。

###### ②単元未満株式についての権利

議決権を有しない単元未満株式についての権利を定めるため、定款第 8 条（単元未満株式についての権利）を新設し、以降の条数の繰り下げを行うものであります。

なお、現行定款第 6 条（発行可能株式総数）、第 7 条（単元株式数）につきましては、会社法第 184 条及び第 191 条の規定に基づき、平成 26 年 1 月 30 日開催の取締役会において、平成 26 年 4 月 1 日を効力発生日として、発行可能株式総数を 324,400 株から 32,440,000 株に変更し、単元株制度を採用して 1 単元を 100 株とする旨の定款変更決議をしております。

③株主総会の招集地

上記①に記載の本店所在地の変更に合わせて、現行定款第 11 条（招集地）に定める株主総会の招集地を「本店所在地もしくはこれに隣接する地、または東京都内もしくはこれに隣接する地」から「東京都内またはこれに隣接する地」に変更するものであります。（変更案第 12 条）

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示します。）

現行定款	変更案
(本店の所在地) 第 3 条 当社は、本店を <u>札幌市</u> に置く。 第 4 条～第 7 条 （条文省略）  (新 設)	(本店の所在地) 第 3 条 当社は、本店を <u>東京都港区</u> に置く。 第 4 条～第 7 条 （現行どおり） ( <u>単元未満株式についての権利</u> ) 第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) <u>会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u> (2) <u>会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</u> (3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>
第 8 条～第 10 条 （条文省略） (招集地)	第 9 条～第 11 条 （現行どおり） (招集地)
第 11 条 株主総会は、 <u>本店所在地もしくはこれに隣接する地、または東京都内もしくはこれに隣接する地</u> において招集する。	第 12 条 株主総会は、 <u>東京都内またはこれに隣接する地</u> において招集する。
第 12 条～第 44 条 （条文省略） (新 設)	第 13 条～第 45 条 （現行どおり） <u>附 則</u> 第 3 条の変更は、平成 26 年 6 月 30 日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、本附則は、本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。

(3) 日程

取締役会決議 平成 26 年 5 月 13 日

本定時株主総会開催日 平成 26 年 6 月 24 日（予定）

効力発生日 平成 26 年 6 月 24 日（予定）

ただし、第 3 条の変更は、平成 26 年 6 月 30 日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとします。

以上